

希望法律事務所 弁護士報酬一覧

R3.12.9時点

【民事事件】

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
1 訴訟事件 (手形・小切手訴訟事件を除く)・ 非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 経済的利益の 8% + 税10% 300万円を超え 3000万円以下の場合 5% + 9万円 + 税10% 3000万円を超え 3億円以下の場合 3% + 69万円 + 税10% 3億円を超える場合 2% + 369万円 + 税10% ※ 3 ※着手金の最低額は 11万円	
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 経済的利益の 16% + 税10% 300万円を超え 3000万円以下の場合 10% + 18万円 + 税10% 3000万円を超え 3億円以下の場合 6% + 138万円 + 税10% 3億円を超える場合 4% + 738万円 + 税10% ※ 3	
2 調停事件及び示談交渉事件	着手金及び報酬金	1 に準ずる。ただし、それぞれの額を 3分の 2 に減額することができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1 又は 5 の額の 2分の 1 ※着手金の最低額は 11万円	
3 契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 経済的利益の 2% + 税10% 300万円を超え 3000万円以下の場合 1% + 3万円 + 税10% 3000万円を超え 3億円以下の場合 0.5% + 18万円 + 税10% 3億円を超える場合 0.3% + 78万円 + 税10% ※3 ※着手金の最低額は 11万円	①
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 経済的利益の 4% + 税10% 300万円を超え 3000万円以下の場合 2% + 6万円 + 税10% 3000万円を超え 3億円以下の場合 1% + 36万円 + 税10% 3億円を超える場合 0.6% + 156万円 + 税10% ※3	
4 督促手続事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 経済的利益の 2% + 税10% 300万円を超え 3000万円以下の場合 1% + 3万円 + 税10% 3000万円を超え 3億円以下の場合 0.5% + 18万円 + 税10% 3億円を超える場合 0.3% + 78万円 + 税10% ※3 ※訴訟に移行したときの着手金は、1 又は 5 の額と上記の額の差額とする。 ※着手金の最低額は 5万5000円	
	報酬金	1 又は 5 の額の 2分の 1 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。	

希望法律事務所 弁護士報酬一覧

R3.12.9時点

【民事事件】

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
5 手形・小切手 訴訟事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 経済的利益の 4% + 税10% 300万円を超え 3000万円以下の場合 2.5% + 4万5000円 + 税10% 3000万円を超え 3億円以下の場合 1.5% + 34万5000円 + 税10% 3億円を超える場合 1% + 184万5000円 + 税10% ※3 ※着手金の最低額は 5万5000円	①
	報酬金	事件の経済的な利益の額 300万円以下の場合 経済的利益の 8% + 税10% 300万円を超え 3000万円以下の場合 5% + 9万円 + 税10% 3000万円を超え 3億円以下の場合 3% + 69万円 + 税10% 3億円を超える場合 2% + 369万円 + 税10% ※3	
6 離婚事件	調停事件 交渉事件 着手金 報酬金	それぞれ 22万円から 55万円の範囲内の額 ※2 ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の 2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	
	訴訟事件 着手金 報酬金	それぞれ 33万円から 66万円の範囲内の額 ※2 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	
7 境界に関する事件	着手金 報酬金	それぞれ 33万円から 66万円の範囲内の額 ※2 ※1の額が上記の額より上回るときは、1による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	②

【民事事件】

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
8 借地非訟事件	着手金	借地権の額が 5000万円以下の場合 22万円から 55万円の範囲内の額 ※2 借地権の額が 5000万円を超える場合 上記の『5000万円以下の場合の額』に 5000万円を超える部分の 0.5%を加算した額 + 税10%	③
	報酬金	申立人の場合 申立の認容 借地権の額の 2分の 1を経済的利益の額として、1による。 相手方の介入認容 財産上の給付額の 2分の 1を経済的利益の額として、1による。 相手方の場合 申立の却下又は介入権の認容 借地権の額の 2分の 1を経済的利益の額として、1による。 賃料の増額の認容 賃料増額分の 7年分を経済的利益の額として、1による。 財産上の給付の容認 財産上の給付額を経済的利益の額として、1による。	
9 保全命令申立 ※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。	着手金	1の着手金の額の 2分の 1。 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の 3分の 2。 ※着手金の最低額は 11万円	
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の 4分の 1 審尋又は口頭弁論を経たとき 1の報酬金の額の 3分の 1 本案の目的を達したとき 1の報酬金に準じて受けることができる。	
10 民事執行事件 ※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。 この場合の着手金は、1の 3分の 1 ※着手金の最低額は 5万5000円	民事執行事件 着手金	1の着手金の額の 2分の 1	
	民事執行事件 報酬金	1の報酬金の額の 4分の 1	
	執行停止事件 着手金	1の着手金の額の 2分の 1	
	執行停止事件 報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の 4分の 1	

希望法律事務所 弁護士報酬一覧

R3.12.9時点

【民事事件】

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
11-1 破産・会社整理・特別精算, 会社更生の申立事件	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の着手金は下記の着手金の額の2分の1, 報酬金は下記の報酬金の算定方法を準用する。		
	着手金	資本金, 資産及び負債の額, 関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ, それぞれ次に掲げる額 事業者の自己破産 55万円以上 非事業者の自己破産 22万円以上 自己破産以外の破産 55万円以上 会社整理 110万円以上 特別精算 110万円以上 会社更生 220万円以上	
	報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は, 配当試算, 免除債権額, 延払いによる利益, 企業継続による利益等を考慮して算定する） ただし, 前記ア, イの自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。	
11-2 民事再生事件	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※民法再生法 235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は, 下記の着手金イ, ウの2分の1, 報酬金は, 下記の報酬金の算定方法を準用する。		
	着手金	資本金, 資産及び負債の額, 関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ, それぞれ次に掲げる額 事業者 110万円以上 非事業者 33万円以上 小規模個人及び給与所得者等 22万円以上	
	執務報酬	再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として, 協議により, 執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で, 月額で定める報酬を受けすることができる	
	報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は, 弁済額, 免除債権額, 延払いによる利益, 及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお, 具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。） ただし, 再生計画認可決定を受けたときに限り受けすることができる	

希望法律事務所 弁護士報酬一覧

R3.12.9時点

【民事事件】

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
12 任意整理事件 (11-1, 11-2の各 事件に該当しない 債務整理事件)	着手金	資本金, 資産, 負債額, 関係人の数等事件の規模に応じ, それ ぞれ次に掲げる額 事業者の任意整理 55万円以上 非事業者の任意整理 22万円以上	
	報酬金	イ 事件が精算により終了したとき (1) 弁護士が債権取立, 資産売却等により集めた配当源資額 (債務の弁済に供すべき資産の価額。以下同じ) につき 500万円以下の場合 15% + 税10% 500万円を超え 1000万円以下の場合 10% + 25万円 + 税10% 1000万円を超え 5000万円以下の場合 8% + 45万円 + 税10% 5000万円を超え 1億円以下の場合 6% + 145万円 + 税10% 1億円を超える場合 5% + 245万円 + 税10% (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当 源資額につき 5000万円以下の場合 3% + 税10% 5000万円を超え 1億円以下の場合 2% + 50万円 + 税10% 1億円を超える場合 1% + 150万円 + 税10% ロ 事件が債務の減免, 履行期限の猶予又は企業継続等により 終了したときは, 11-1, 11-2の報酬に準ずる。 ハ 事件の処理について裁判上の手続きを要したときは, イ, ロ に定めるほか, 相応の報酬金を受けとることができる。	
13 行政上の審査 請求・異議申立・ 再審査請求その他 の不服申立事件		※審尋又は口頭審理等を経たときは, 1に準ずる。 ※着手金の最低額は 11万円	
	着手金	1の着手金の額の3分の2の額	
	報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額	

備考

- ① 特に定めのない限り，着手金は事件等の対象の経済的利益の額を，報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

算定可能な場合の算定基準

- イ 金銭債権 債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額
- ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし，期間不定のものは，7年分の額
- ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額
- ホ 所有権 対象たる物の時価相当額
- ヘ 占有権，地上権，永小作権，賃貸権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし，権利の時価がその時価を超えるときは，権利の時価相当額
- ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算した額
 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 ヘにその敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額
- リ 担保権 被担保債権額。ただし，担保物の時価が債権額に達しないときは，担保物の時価相当額
- ヌ 不動産についての所有権，地上権，永小作権，地役権，賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ，ヘ，チ及びリに準じた額
- ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし，取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは，法律行為の目的の価額
- オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし，分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については，対象となる財産の範囲又は持分の額
- ワ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし，分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については，相続分の時価の3分の1の額
- カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
- ヨ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし，執行対象物件の時価相当額（担保権設定，仮差押等の負担があるときは，その負担を斟酌した時価相当額）

算定不能な場合の算定基準

800万円とする。ただし、事件等の難易，軽重，手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。

経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

- ② 境界に関する事件とは、境界確定訴訟，境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。

調停及び示談交渉の場合は，7の額又は1の額を，それぞれ3分の2に減額することができる。

示談交渉から調停，示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，7の額又は1の額の，それぞれ2分の1

- ③ 調停事件は8に準ずる。ただし，それぞれの額を3分の2に減額することができる。

示談交渉から調停，示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，8の着手金の額の2分の1

- ④ 事案簡明な事件とは，特段の事件の複雑さ，困難さ又は頻雑さが予想されず，委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって，起訴前については事実関係に争いが無い情状事件，起訴後については公開法廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。

同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受けることができる。ただし，事案簡明な事件については，起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。

追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減される場合は着手金及び報酬金を減額することができる。

検察官上訴の取下げ又は免訴，公訴棄却，刑の免除，破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は，費やした時間・執務量を考慮したうえで，1による。

- ⑤ 家庭裁判所送致前の受任か否か，非行事実の争いの有無，少年の環境整理に要する手数の繁簡，身柄付の観護措置の有無，試験観察の有無等を考慮し，事

件の重大性等により、増減額することができる。

同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。

追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減される場合は着手金及び報酬金を減額することができる。

逆送致事件は、刑事事件の1及び2による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。

- ⑥ 半日（往復2時間を超え4時間まで）
- 一日（往復4時間を超える場合）

弁護士報酬額欄の※印

- ※1 この範囲内で、各弁護士が報酬を定める。
- ※2 この範囲内で、各弁護士が報酬を定める。
- ※3 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- ※4 この範囲内で、各弁護士が報酬を定める。